

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会について

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置については、条例、規則で次のとおり定められています。

I 選定委員会の設置について

1 選定委員会

- (1) 知事は、指定管理者の指定の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会を置く。
- (2) 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- (3) 委員の任期は、任命の日から議会の議決を経て指定管理者を指定する日までとする。

2 委員長

- (1) 選定委員会に、委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員の互選により定める。
- (3) 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

3 会議

- (1) 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- (2) 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員の責務

- (1) 委員は、指定管理者の指定を申請したものに対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。
- (2) 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 指定管理者の指定を申請したものから委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- (3) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員の除斥

委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

○三重県営住宅条例（平成9年7月1日三重県条例第52号）抜粋

（選定委員会）

第五十四条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、県営住宅及び共同施設の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○三重県営住宅条例施行規則（平成9年7月1日三重県規則第136号）抜粋

（委員長）

第二十八条 条例第五十四条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第二十九条 選定委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の責務）

第三十一条 委員は、条例第五十三条第一項の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第三十二条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

○三重県特定公共賃貸住宅条例（平成8年6月28日三重県条例第28号）抜粋

（選定委員会）

第三十三条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、特定公共賃貸住宅の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成8年8月13日三重県規則第47号）抜粋

（委員長）

第二十三条 条例第三十三条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第二十四条 選定委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の責務）

第二十六条 委員は、条例第三十二条第一項の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第二十七条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

II 傍聴要領について

傍 聴 要 領

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅
指定管理者選定委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、委員会の委員長の許可を得た上で、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

指定管理者制度に関する取扱要綱（抄）

第1条～第15条 略

（審査過程の公開）

第16条 所管部は、委員会が行う審査について、その透明性を確保し、県民及び団体等への説明責任を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）委員会の運営は、「附属機関等の会議の公開に関する指針（平成11年12月24日制定）」に沿って、原則として公開で行うこと。ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りでない。

（2）委員の氏名及び役職名並びに事業計画書を審査する審査基準及び配点表については募集要項の配布時まで、申請者の名称及び申請者が作成した事業計画の要旨については委員会が行うヒアリングまでに、委員会の議事録又は議事概要については当該委員会終了後すみやかに、それぞれ県ホームページで公表すること。

2 指定管理候補者の選定過程の状況については、適宜、次に掲げる事項を県議会に報告するものとする。

（1）選定及び審査に関する事項

- ア 委員の氏名及び役職名
- イ 審査基準及び配点表
- ウ 選定委員会の開催状況及び審議内容

（2）申請に関する事項

- ア 申請者の名称
- イ 申請者が作成した事業計画書の要旨

第17条以降 略

附属機関等の会議の公開に関する指針

[制定 平成11年12月24日]

1 趣旨

この指針は、三重県情報公開条例（平成11年条例第42号）第27条の規定に基づき、県民等に対し、附属機関等の会議を公開することにより、県政への県民参画を推進するとともに、県政の透明性、公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

この指針の対象とする附属機関等は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものとする。

3 会議の公開の基準

附属機関等の会議は、原則公開とするものとする。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開・非公開の決定は、附属機関等の会長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等の会議を公開で行うときは、傍聴を認める定員を予め定め、会場に一定の傍聴席、記者席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の会長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 附属機関等の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 附属機関等の会議を開催するに当たっては、当該会議開催の1週間前までに次の事項を情報公開・個人情報総合窓口に掲示又は配架するとともに、報道機関に資料提供し、インターネットの県ホームページに掲載するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りではない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 公開・非公開（非公開のときはその理由）
- ⑥ 傍聴者の定員
- ⑦ 傍聴手続き
- ⑧ 問い合わせ先

7 会議等の結果の公開

- (1) 附属機関等は、開催した会議の議事録又は議事概要を作成するものとする。
- (2) 附属機関等は、会議の議事録又は議事概要を情報公開・個人情報総合窓口での閲覧に供し、インターネットの県ホームページに登載するとともに、報道機関への資料提供等により公表に努めるものとする。

8 附属機関等一覧及び運用状況の公開

- (1) 知事は、附属機関等の名称、目的等に関する資料を作成し、県民の閲覧に供するものとする。
- (2) 知事は、毎年1回、各附属機関等の会議の公開状況を取りまとめ、公表するものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 附則

この指針は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この指針は、平成17年1月17日から施行する。

附則

この指針は平成19年8月1日から施行する。

附則

この指針は平成29年6月1日から施行する。